

【第2号議案】 定款改正の件

定款の改正をいたしたく、お諮りします。

<改正の理由>

1. 事務所：7月末（予定）に主たる事務所を移転することが決定したため
2. 役員を選任：第19条第1項について、理事の過半数が代議員であればよく、全員が代議員である必要はないことを明確化する
第2項について、ただし以下は昨今の社会的要請に逆行しているため削除
3. 役員報酬：職務執行の対価として理事に報酬を支払うこととする
4. その他：参照規程の記述を変更する

改正案	現行
<p>(事務所)</p> <p>第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。</p> <p>2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。</p>	<p>(事務所)</p> <p>第2条 本会は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。</p> <p>2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。</p>
<p>(選任)</p> <p>第19条 理事は、社員総会の決議によって選任する。<u>なお、理事の過半数は代議員の中から選任する。</u></p> <p>2 監事は、<u>社員総会の決議によって選任する。</u></p> <p>3 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。</p>	<p>(選任)</p> <p>第19条 理事は、社員総会の決議によって<u>代議員の中から選任する。</u>理事の過半数は代議員の中から選任する。</p> <p>2 監事は、<u>正会員の中から社員総会において選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、監事にあっては2人を限度として、正会員以外の者を監事に選任することができる。</u></p> <p>3 <u>会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</u></p> <p>4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第24条 本会は、理事に対し、理事としての職務執行の対価として、<u>社員総会において定める報酬総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。</u></p> <p>2 本会は、<u>監事に対しては、社員総会において定める報酬総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第24条 理事は、<u>無報酬とする。但し、職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。</u></p> <p>2 <u>監事は、無報酬とする。但し、正会員以外の監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。</u></p>

改正案	現行
<p>(権限) 第30条 社員総会は、次の事項について決議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会員の除名 (2) 代議員の解任 (3) 理事及び監事の選任又は解任 (4) 理事及び監事の報酬の各々の総額 (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認 (6) 定款の変更 (7) 解散及び残余財産の処分 (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 	<p>(権 限) 第30条 社員総会は、次の事項について決議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会員の除名 (2) 代議員の解任 (3) 理事及び監事の選任又は解任 (4) 理事及び監事の報酬等の額 (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認 (6) 定款の変更 (7) 解散及び残余財産の処分 (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
<p>(財産の管理・運用) 第49条 本会の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める<u>規程</u>によるものとする。</p>	<p>(財産の管理・運用) 第49条 本会の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める<u>基金管理運用規程</u>によるものとする。</p>
<p>(会計原則等) 第51条 2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める<u>会計規程</u>によるものとする。</p>	<p>(会計原則等) 第51条 2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める<u>経理規程</u>によるものとする。</p>
<p>附則 <u>7 この定款の改正部分は 2021年6月12日より施行する。</u></p>	<p>附則</p>